

令和 7 年 11 月

令和 8 年度当初予算
編成に対する申し入れ



兵庫県議会自由民主党議員団

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋藤元彦様

兵庫県議会自由民主党議員団

幹事長 谷口俊介
政務調査会長 吉岡たけし

令和8年度当初予算編成に対する申し入れ

今この昭和100年、戦後80年という時代、我が国初の女性内閣総理大臣によって発足した高市内閣は、地域の実情に即した支援を重視し、物価高の影響を受ける生活者や中小企業、農林水産業への支援を期すため、自治体向けの重点支援地方交付金の拡充を打ち出しました。物価高対策としては国・自治体から民間への請負契約単価の見直し等にも言及するとともに、国土強靭化対策としてはインフラの整備・保全、防災体制の抜本的強化や首都の危機管理機能のバックアップ体制構築を進め、さらに、大胆な危機管理投資による力強い経済成長を成長戦略の肝とすることが述べられました。本県としても「強い経済」「責任ある積極財政」を掲げる政府の戦略、17の戦略分野への重点投資といった動きを注視し、財政状況の厳しい中にあっても県民の利益に最大限結びつくよう息を合わせて施策を進める必要があります。

我々は誰一人取り残さない「社会的包摶」を旨とし、地域創生の加速、教育・子育て支援の充実、防災・減災体制とインフラ基盤の強化、産業基盤の再構築、医療福祉の持続可能性確保、環境創造型農業の普及、脱炭素と環境調和型社会の実現など、幅広い分野において県民に責任を持って取り組んでいかなければなりません。

本県の課題解決には、兵庫五国それぞれの特色や地域資源を尊重し、強めていくことが不可欠です。我が兵庫県議会自由民主党議員団は、五国すべての地域から選出され、県下の事情に広く精通していることが強みです。二元代表制の下、県政運営の一翼を担う議会の最大会派として、県民の負託に応えるべく、特に重要な政策と位置づけた最重点提言項目5項目をはじめ、各分野において重要と位置づけた計336項目を提言いたします。

知事におかれでは、令和8年度当初予算編成に当たり、責任政党である自由民主党議員団のこれらの提言を最大限に取り入れ、「ふるさとの力を未来へ繋ぐ、進化する五国」の実現を目指して県政を推し進めていかれるよう、強く申し入れます。

兵庫県議会自由民主党議員団 執行部及び各部会構成員

(執行部)

幹事長： 谷口俊介	政務調査会長： 吉岡たけし
副幹事長： 奥谷謙一	副会長： 橘秀太郎
同上： 松本裕一	同上： 白井かずや
同上： 伊藤栄介	

部会名	正副部会長	政策委員
総務部会	部会長： 浜田知昭 副部会長： 風早ひさお	北大浜田みどり 北前川泰はるよ 北山本寿敏
健康福祉部会	部会長： 北野実 副部会長： 前井まさき	伊藤傑 原岡テツアキ 長石川壯壽 石川憲幸
産業労働部会	部会長： 北口寛人 副部会長： 松本裕一	太田やすふみ 大豊臣康 大前藤兵衛 内藤田孝夫
農政環境部会	部会長： 村岡真夕子 副部会長： 長瀬たけし	大水豊臣裕一郎 原松本隆弘 藤田孝夫
建設部会	部会長： 岡つよし 副部会長： 富山恵二	水田裕一郎 内藤兵衛 北川泰寿 石川憲幸 山本敏信
文教部会	部会長： 藤本百男 副部会長： 大上和則	太田やすふみ 山口晋平 伊藤傑 北浜みどり 黒川治
警察部会	部会長： 戸井田ゆうすけ 副部会長： 伊藤栄介	山口晋平 松本隆壯 長岡壽治 黒川治

■ 最重点提言項目

I 伝統の尊重とともに未来を切り拓く政策の推進

経済活動の活性化、社会保障機能や総合安全保障に寄与するため、「未来への投資」として、こども・若者・子育て政策を強化し、結婚・妊娠・子育て・教育・仕事まで、切れ目ない支援を展開すること。

また、若者支援とともに兵庫県で働く人材の確保や県内就職・定着を図るため、奨学金返済支援制度の多角的な成果検証と更なる拡充を推進すること。さらに、ものづくり県としての強みを生かし、地場産業や重工業だけでなく航空産業やロボット産業、水素関連産業等の次世代成長産業への支援を強化すること。

II 安心安全な県土づくりの実施

頻発化・激甚化する自然災害に際して、防災先進県として「県民の命を一人も失わせない」という決意のもと、県民の生命や財産、経済・生活を守り、支えることができるよう、社会資本整備や生活インフラの機能充実、事前防災・減災・縮災対策を推進するとともに、防災庁の地域拠点誘致に向けて国に強く働きかけること。

また、匿名・流動型犯罪グループへの対策や特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺、サイバー攻撃等の犯罪抑止などの治安対策の強化を図ること。

III 力強い兵庫経済の推進

不安定な国際経済情勢や円安、更に米国の関税政策の影響を受けた地域経済・雇用を守るため、SDGs等の時代潮流や国際化した神戸空港の今後の展望、アフターワン博の道筋等などを見据え、農林水産業・観光・教育・環境等の分野を牽引役に、兵庫の産業の元気と県民生活の豊かさの創出を着実に実現すること。併せて、ベイエリアの活性化等により、交流人口・関係人口の新たな還流を作り出し、人・モノ・情報・投資を本県に呼び込み、県内に行き届かせること。

IV 多様性と包摂性のある兵庫五国の持続的発展

兵庫五国各地域が持つブランドやポテンシャル、新しい観点から再発見される魅力を発信するとともに、シビックプライドを醸成し、一人ひとりが愛着を持って主体的に参画する地域づくりを進めること。

また、持続可能な地域公共交通や教育機関・医療機関・行政サービス等への快適なアクセスを含め、後世に「ふるさと兵庫」を継承していくための方策や取組について調査・研究を行い、多様性と包摂性のある兵庫五国の持続的発展を実現すること。

V 一人ひとりが尊重される社会の構築

全ての世代で誰もが取り残されることなく、性別・障害の有無や国籍等を問わず安心して暮らせる社会、誰もが担い手として参加し、一人ひとりが調和をもって活躍できる社会の構築を推進すること。他方で、伝統的な美德や価値観を尊重し、「多様性」に名を借りた身勝手な主張や振る舞いにより県民が不安を感じることのないよう留意すること。

令和8年度当初予算編成に対する申し入れ

総務部会

1	新たな地域創生の実現～持続可能な地域づくり～	7
2	県政改革の着実な推進	8
3	地方分権改革の推進	8
4	安心・安全な県民生活の確保	9
5	男女共同参画計画の着実な推進	10
6	青少年の健全育成の推進	10
7	人権啓発施策の推進	10

健康福祉部会

1	安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる支援の充実	11
2	虐待・DV防止対策の推進・強化	12
3	社会的養護の充実	12
4	社会福祉基盤の充実と地域福祉力の向上	13
5	医療確保と健康づくりの推進	14
6	がん対策の推進	16
7	障害者等の自立を支援するユニバーサル社会づくりの推進	17
8	県立病院の構造改革	18
9	生活衛生の推進	18

産業労働部会

1	新しい社会を見据えた、成長と分配の好循環の推進	19
2	地域を支える産業・地場産業等の振興	19
3	成長産業の創出・育成	20
4	産業人材の確保・育成	20
5	兵庫の多彩な資源を生かした観光による交流人口の拡大	21
6	国際経済活動の展開	22

農政環境部会

1	基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開	23
2	需要に応える農業の競争力強化と持続的発展	23
3	持続可能な畜産の確立と酪農経営の安定化	27
4	木材の有効利用と森林の保全・再生	28
5	豊かな海の再生と水産業・浜の活性化	28
6	新たな価値創出による需要の開拓	29
7	脱炭素の推進と持続可能な自然循環型社会の構築	30
8	人と動植物の共生と豊かな自然の保全	31

建設部会

1	自然災害に備える強靭な県土の構築	33
2	日常生活や移動を支える社会基盤の充実	33
3	持続可能な地域をつなぐ社会基盤の形成	34
4	社会の変化に対応した取組の推進	35
5	地域創生に資するまちづくり	36
6	地域活力を創造する企業庁の新たな取組	37

文教部会

1	第4期「ひょうご教育創造プラン」等に基づく教育の推進	38
2	「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成	38
3	予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進	39
4	すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築	40
5	安心・安全で質の高い学びを実現する教育・職場環境の整備・充実	41

警察部会

1	県民の安全を守る力強い警察活動の展開	42
2	警察組織基盤の充実・強化	42
3	交通事故防止対策の総合的な推進	43
4	県民に身近で不安を与える犯罪の未然防止に資する活動の推進	43
5	青少年の非行防止と健全育成に向けた取組の推進	44
6	サイバーセキュリティ対策の推進	44

＜新たな地域創生の実現～持続可能な地域づくり～＞

- 1 人口減少は止められないという前提に立ち、持続可能な地域づくりのために本県が取り組んできた施策の成果を連動させ、若い世代の意見も取り込みながら、多様な価値観を持つ県民が寛容性を持ち、豊かな気持ちで生活できる誰一人取り残されない環境を整備すること
- 2 持続可能性を高めるため、交流人口から関係人口の創出・拡大を通じ、地域内外の多様な人々や市町、地域が交流・共創しながら、地域資源・文化・自然環境の再生と価値創出、そして地域のシビックプライドの醸成を図る「リジエネラティブな地域づくり」に取り組むこと
- 3 人・地域・自然が共に豊かに循環する特長ある地域創生を目指す為、地域活動や伝統行事への参加などの地域との関わりの継続的かつ深化を進めるとともに、関係人口創出の為の二地域居住やワーケーションの環境を整備すること
- 4 地域で活動し、地域づくりや社会活動に取り組む多様な人材同士がつながり合い、そのつながりの中に若い世代が新たに加わり育っていく仕組みを構築するため、地域で挑戦する人材同士のネットワークづくり、世代を超えた交流の場の整備、地域活動への若者参画の促進を進めること
- 5 本県の有する全国最多9つの日本遺産やジオパークをはじめとする地域資源などの保存・活用及び「鳴門の渦潮」の世界遺産登録に向けた取組の推進、世界農業遺産登録された「美方郡産但馬牛」の活用など、兵庫五国の魅力を活かした地域創生の実現に取り組むこと
- 6 「どこよりも選ばれる『兵庫五国』になる」という認識に立ち、2025年大阪・関西万博後の継続的な兵庫の活性化に向け、「ひょうごフィールドパビリオン」などによって磨き上げた多様な地域資源や部局を超えた本県の魅力を、ターゲットに届く戦略的広報によって国内外の誘客促進に取り組むこと
- 7 「芸術文化立県ひょうご」をめざし、県土各地での多彩な芸術活動への支援や、誰もが楽しめる芸術文化の魅力発信を推進すること
- 8 スポーツ行政の知事部局への移管の効果を最大限に發揮させ、「する・みる・さえる」スポーツへの参画を通じた地域活性化や経済活性化の推進を図ること
- 9 地域スポーツや文化活動の持続可能な運営体制づくりのため、スポーツ協会やスポーツクラブ21などの協力も得て、兵庫県スポーツコミッショングが中心となり全県的な支援体制を構築すること。また、指導者不足解消と質の高い活動機会の確保に向け、地域のスポーツ指導者バンクの設置・運用や指導者研修の実施などに取り組む市町等を県が積極的に支援すること

- 10 中学校の部活動地域展開などの施策によって減少していく子ども達の活動機会を増やすため、子ども達の文化やスポーツ、その他の活動に触れるきっかけを作る取組を推進すること
- 11 「ひょうごビジョン2050」の実現に向け、AI・IoT・データ解析などの先端技術を積極的に取り入れるとともに、その成果や失敗の経験を周知し、従来の発想を超えた新たな解決策創出のリテラシー向上をはかること
- 12 若者・Z世代パッケージの施策として、大学等高等教育機関への進学による負担軽減に向けて、対象者を限定しすぎることのないよう、将来的に授業料等の無償化に近づく後払い制度の導入などを検討すること

＜県政改革の着実な推進＞

- 13 県政改革調査特別委員会での議論を踏まえ、検証結果に応じた適時の見直しを図るとともに、民間等の活力を生かしながら、更なる県の行財政全般にわたる改革を推進し、人口減少社会における時代の変化や県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政基盤を確立すること
- 14 県民本位で質の高い行政サービスの実現に向け、A I（人工知能）、I C T（情報通信技術）等の新技術を積極的に活用した業務改革の推進、職員の意識改革、組織風土の醸成など、職員の新しい働き方改革を推進すること
- 15 県民サービスの低下を招かぬため、また、来たる地震災害等への備えを早急に図るため、耐震性能が不足している県庁舎・議会棟の再整備を早急に進め、災害時などの緊急事態にも十分対応できる規模を確保するとともに、県市が連携して、県庁舎・議会棟を含めた「神戸の都心の未来の姿」及び「元町山手地区のにぎわいづくり」に資する施策を実施すること。また、再整備を進める間に災害が発生する可能性を考慮し、庁舎の分散・移転時のB C Pにも十分に配慮すること

＜地方分権改革の推進＞

- 16 県独自規制等の見直しやD X技術を活用した県民サービス向上に向け行政手続きのデジタル化などの規制改革を推進するとともに、市町が地域性を活かした施策を実施できるよう、県から市町に対する分権を推進すること
- 17 県と市町、周辺市町同士が補完してその責務を果たすことができるよう、県及び市町がそれぞれの役割や機能を果たしながら連携を一層密にし、相互に効率的・効果的な施策展開を図ること
- 18 関西の府県域を越える広域的な課題に対応するため、関西広域連合による広域行政を推進するとともに、東京一極集中のリスクや災害時などの迅速な対応のため、「防災庁」の地域拠点を本県に誘致するなど、関西復権への取組を加速させること

＜安心・安全な県民生活の確保＞

- 19 「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム」等に基づく防潮堤や水門整備等のハード対策や、津波避難対策、避難行動要支援者支援といったソフト対策など、関西広域連合とも連携した、想定される地震・津波等対策の確実かつ早急な実施を図ること
- 20 能登半島地震を踏まえ、初動対応、被災地支援、応援受援、保健医療、福祉、復旧復興、教育、DX情報発信について、早急な課題整備と取組を推進すること
- 21 地震や風水害への備えとして市町との連携による防災力の強化、並びに消防団の消防体制の維持と支援、自主防災組織の育成と活動支援など、地域防災力の向上を図ること
- 22 自然災害や新たな感染症との「複合災害」などに対応するため、更なる避難場所の確保や資材等の充実を図るとともに、県内市町や警察等の関係機関と連携した実践的な避難訓練等による対応力強化に努めること
- 23 制度創設以来の環境変化や「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）のあり方検討会」における検討結果を踏まえ、適切に制度の見直しを行うとともに、加入者等に対して丁寧な説明を実施すること
- 24 兵庫県庁業務継続計画（兵庫県庁B C P）について、南海トラフ地震や新型コロナウイルス感染症対策における職員の応援態勢などの課題の検証や、定期的な訓練や検証など計画のフォローアップを行うこと
- 25 我が国を取り巻く厳しい安全保障環境等を踏まえ、日本海側・瀬戸内海側それぞれの地理的環境に応じた国民保護・危機管理事案対応能力の向上を図ること
- 26 防犯活動・防犯環境の整備など、地域の実情に応じた自主防犯活動の推進を図ること
- 27 思いがけず犯罪被害に遭い被害者となった方々が十分な支援を受けられずに社会で孤立したり、二次被害を受けたりすることがないよう、国や関係機関、民間団体と連携・協力して犯罪被害者等に対する支援に更に取り組むこと
- 28 罪を犯した人等の立ち直りや社会復帰支援などの更生保護をより推進し、保護司などの団体と連携を行い、「誰も取り残さない」持続可能な社会の実現に取り組むこと
- 29 外国人等の再犯防止に関しては、法令の理解や規範意識の違いといった課題への対応や、不法滞在や偽装難民に関する国との連携についても研究すること
- 30 I R（カジノを含む統合リゾート）の近隣府県における誘致・整備状況を踏まえ、本県への影響を想定した施策を検討し、ギャンブル等依存症で苦しむことのない安心社会の実現に取り組むこと

- 31 自転車の安全適正利用と全国に先駆けて条例で義務づけした自転車損害賠償保険等への加入の促進を図ること
- 32 消費生活総合センターによる消費者被害の防止・救済機能の高度化、市町との役割分担による各地域の支援機能の強化、特殊詐欺被害対策など、消費者教育や消費者被害防止・救援の充実・強化を図ること
- 33 公益通報者保護法に基づき、公益通報者が免職等の不利益な取扱いを受けないようにするなど、適正な運用を行うこと。

<男女共同参画計画の着実な推進>

- 34 「ひょうご男女いきいきプラン 2025」に基づく施策の効果的な推進とともに、県自ら男女共同参画のモデル職場となるよう、「第7次男女共同参画兵庫県率先行動計画」に基づく取組を推進すること
- 35 安心して子供を産み育てられる社会の実現に向け、性別を問わず多様な働き方を可能にし、家族が協力して家事・育児に共に取り組む機運醸成を図り、地域社会や民間事業者を活用した家庭支援を充実させることで、子育て支援を推進すること

<青少年の健全育成の推進>

- 36 地域社会を通じた家庭教育への支援、幼児教育の充実への取組を促進すること
- 37 多様なジャンルの体験を一度に提供する「体験サーキット」といった取組への支援など青少年の多様な体験活動の機会の創出や、地域全体での青少年の見守り活動、青少年のインターネット安全利用、闇バイトの未然防止を含む非行防止対策、ひきこもり等への相談支援など、青少年の健全育成を推進すること
- 38 県民一人ひとりが家族・家庭の大切さを考え、きずなを深める機運の醸成を展開し、家庭を応援する取組を推進すること

<人権啓発施策の推進>

- 39 拉致をはじめとする人権問題への対応など人権擁護施策や県民の人権意識を高める啓発活動の積極的な展開を推進すること
- 40 多文化共生においては、県民の理解と受容の精神を醸成することに加え、外国人等に対しても、日本の規範や文化、慣習を理解し尊重する態度を涵養するよう努めること

(計 40項目)

＜安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる支援の充実＞

- 1 地域創生を推進する礎として、人口の自然増対策を一層強化すること
- 2 「子ども・子育て支援新制度」を円滑に運営するとともに、理想の子供数を持つない最大の理由である経済的不安を解消し、「育児を自らの手で」と望む親の思いを実現するため、育休促進や県独自の在宅育児手当の創設等理想の子供数を持つような政策を実施しつつ、国の制度化を強く働きかけること
- 3 ひょうご子ども・子育て未来プラン〔2025（令和7年）～2029（令和11年）年度〕に基づく取組を、子ども会をはじめとする子育て関係団体、子どもや子育て当事者の意見に十分配慮しつつ、着実に進めること
- 4 中学生や高校生に対しライフプラン教育や地域活動などの世代を超えた交流などを通して、家庭を持つことの素晴らしさや主体的に社会形成に参画する態度等を育成し、特に子供の貧困対策や若者の経済基盤の安定化等、自立から子育てまで切れ目ない支援を総合的に推進すること
- 5 若いうちから男女ともに将来の妊娠・出産を含む健康づくりに関して正しい知識が身につくよう、プレコンセプションケアを推進すること
- 6 子供を持ちたいと望む方が安心して不妊・不育症治療に取り組めるよう保険適用の拡大を国に強く要望するとともに、「不妊症等に関する支援推進条例」に基づき、相談体制の強化や職場での理解促進に向けた啓蒙活動など不妊・不育に悩む方への支援を充実させること
- 7 妊産婦の不安解消に向け、望む場所・分娩方法・産直後育児の方法での出産が可能となるよう全ての2次周産期医療圏域での周産期母子医療センター整備、院内助産所、助産師外来の開設支援など、安心して出産できる体制整備を推進すること
- 8 悩みを抱えた妊産婦のための伴走型相談支援体制の強化、産後ケア事業の充実、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等への支援や子育てのための自立支援など、一人ひとりに寄り添い、妊娠期から子育てまで必要な支援が実施できるよう、市町への後方支援体制を整備すること
- 9 産後うつの防止など十分な産前・産後ケアにより妊産婦を支援するため、家族の理解・協力が得られるような啓蒙活動を実施するとともに、地域周産期医療機関と助産所・行政等が連携し継続的支援が可能な体制づくりを推進すること

- 10 待機児童数は都市部を中心に依然発生しており、引き続き在宅育児支援などあらゆる手立てを使って待機児童を解消するとともに、県内市町の状況と出生数目標との整合や増加市町の要因分析などを進め、市町や保育関係者と連携しながら保育所等の多機能化を進め、持続可能な保育提供体制を構築すること
- 11 保育士等の処遇改善や潜在保育士の就職支援等、人材確保策を強化とともに、保育の質の向上と保育人材の専門家としての社会的評価の向上に向けた取組を推進すること
- 12 「こどもまんなか社会」の実現のため、地域子育て支援拠点、一時預かり、病児・病後児保育の充実など子育てに携わる方が子供とともに成長し充実した生活を送ることができるよう、全ての子育て家庭の安心につながる支援の充実に努めるとともに、「こども誰でも通園制度」の円滑実施にむけ市町間の広域的な調整や連携強化等、市町の後方支援を進めること

＜虐待・DV防止対策の推進・強化＞

- 13 こども家庭センターが児童虐待防止 24 時間ホットラインなどについて、円滑に運営できるよう児童福祉司等の人材確保・育成・定着に向けた取組の推進及び司法審査対応等の支援体制の強化を図るほか、特に、明石市にある中央こども家庭センターの老朽化へ対応するため、更新整備の検討を進めること
- 14 児童虐待への的確に対応するため、警察とのリアルタイム情報共有システムを活用し、地域の関係機関との連携強化など未然防止対策を強力に推進すること
- 15 親子の関係性、子供との関わりを学ぶペアレントトレーニングの普及、一時保護所の体制強化や小規模施設等の整備を進めること
- 16 高齢者・障害者虐待の防止のため、養護者支援に関する広報・啓発活動や対応体制の構築などのため市町や民間団体等関係機関との連携強化、専門人材の確保及び資質向上を図るための研修等の取組を推進すること
- 17 DVの相談対応から一時保護、自立支援まで切れ目のない支援を実施し、市町や民間団体等関係機関と連携した総合的な取組を実施すること

＜社会的養護の充実＞

- 18 社会全体で子供を育む環境を整備するため、里親等委託率を上昇させるとともに、研修、委託後の支援などを充実すること
- 19 児童養護施設における入所者の体験機会の充実など学習・習い事への支援のあり方について検討を進めること。また、退所者（ケアリーバー）の就職や進学、住居確保の支援を充実するとともに、退所後に離職や住居を失ったときも同様に支援し、企業を含めた地域全体での支援体制を構築すること

＜社会福祉基盤の充実と地域福祉力の向上＞

- 20 保健事業と介護予防の一体的な実施や在宅医療と介護の連携強化、定期巡回・隨時対応などの24時間対応の見守り体制の充実、地域包括支援センターの機能強化、リハビリテーション体制の充実、「地域サポート施設」の拡充、食生活支援などによる地域包括ケアシステム構築の推進を支援すること
- 21 高齢者の社会参加や生きがいづくり、健康づくりによる介護予防や生活支援のサービスの基盤整備を促進するため、老人クラブを始めとした地域の身近な施設やコミュニティにおける支え合い、居場所づくり、世代間交流などの取組を推進すること。特に、高齢福祉施策のより効果的な実施が期待できる老人クラブに対し、新たな枠組みでの支援を設けること
- 22 介護保険財政の健全化や高齢者の生活の質の向上を目指し、事業者向けの表彰制度やインセンティブ制度など、介護度改善に資する施策の立案・展開すること
- 23 高齢者等全ての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、高齢者にも配慮した社会づくりや生活環境整備を目指し、県を挙げて必要な施策を検討・推進する協議会を設置して、兵庫モデルの構築に取り組むこと
- 24 高齢者、障害者、子育て家庭、生活困窮等複雑化する地域住民の課題解決に向け、重層的支援体制整備事業が円滑に導入されるよう県として十分な後方支援に努めること
- 25 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供（ヤングケアラー）に対し、早期発見、悩み相談支援、福祉サービスへの円滑なつなぎなど、市町や福祉・教育・介護・医療等の関係機関と連携し、引き続き支援体制の充実を図ること
- 26 生活困窮者の自立支援や生活困窮世帯等の子供が健やかに育つ環境を整備するため、教育費の負担軽減やこども食堂等の生活安定支援、保護者の就労支援など総合的な対策を講じること。
- 27 防災及び福祉関係者等が連携し、市町における避難行動要支援者の個別避難計画の作成促進や障害者相談員の充実強化を図ること
- 28 認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人々の権利擁護を推進するため、市民後見人などの支援人材の育成と活動支援を推進し、成年後見人となる人材の裾野を広げるなど、成年後見制度の普及促進に努めること
- 29 介護従事者の更なる処遇改善、離職者の復職支援や外国人を含む多様な人材の参入促進、ノーリフティングケアの推進や介護ロボットの導入・ICT化等による

介護負担軽減の支援など介護人材確保に向けた環境整備の推進とキャリアアップ支援、介護業務のイメージアップを進め離職防止や質的向上を図ること

- 30 高齢者や子育て世帯等の訪問や見守り、住民からの相談対応、関係機関との連携など地域福祉の向上に必要不可欠な役割を担っている民生委員・児童委員について、委員の担い手不足等の課題について検討を進め、業務負担の軽減や活動の充実化等、持続可能な活動に向け支援を進めること

＜医療確保と健康づくりの推進＞

- 31 国・県・市町と医療機関等が連携し、地域により不足する高度急性期病床の確保をはじめ、病床の機能分化連携、計画的な医療資源確保・配置に取り組むなど、地域で必要な治療を受けられる「地域完結型医療」を目指して県が積極的に関与し、県民の理解のもと地域医療構想を推進すること
- 32 医療や介護が必要になった時、どのような医療やケアを望むのか、前もって考え、家族や信頼する人、医療・介護従事者たちと繰り返し話し合い、共有する人生会議：ACPの取組について、各市町や医療関係者との連携のもと普及啓発に取り組むこと。
- 33 「兵庫県地域医療支援センター」の効果的な運営による、へき地等勤務医師の重点的な養成・派遣、産科医等の専門医への研修資金の貸与、県内の医療機関を循環できる医師のキャリア形成支援、「地域医療活性化センター」と連携した医療人材の質的向上、諸課題を解決した上で新専門医制度の運用等、医師の地域偏在・診療科偏在の解消策の強化を図ること
- 34 大学医学部と連携して研修医としての採用など医師確保を推進するとともに、女性の医師・看護師や薬剤師等医療関係人材の離職防止及び再就職支援のため、院内保育所の充実、ナースセンター事業の強化などの環境整備を推進し、研修制度を充実すること
- 35 病院勤務医、看護師等の業務負担を軽減するため、看護補助者・医療クリークやICTの更なる活用による医療DXの推進等、勤務環境の改善も含め、働き方改革を推進すること
- 36 看護師・助産師等の育成支援と医療関係人材の安定的な確保、適正配置のほか、離職中でも受講できる研修等医療関係人材の更なる資質向上に向けた施策を推進すること
- 37 夜間休日診療、小児救急・災害救急医療システムの充実を図るとともに、ドクターヘリ運用状況を踏まえ、夜間運用可能なドクターカーの拡充や緊急医の配置等県内各地域における救命救急体制を強化するとともに、救急安心センター事業#7119の認知度向上による適正利用の促進を進めること

- 38 新型コロナウイルス等の各感染症に対し、感染状況を的確に把握しながら、医療体制の確保や各感染症に応じた対策をとること。また、神戸大学と連携した「兵庫県感染症対策センター」の運営により感染対策に関する教育等、新興感染症への対応体制の強化や、予防・まん延防止など迅速かつ的確に対応すること
- 39 「兵庫県健康づくり推進プラン」に基づき、フレイル対策や受動喫煙対策など県民の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸及び二次医療圏域間における健康寿命の差の縮小を図ること
- 40 栄養バランスに配慮した食生活の実践による健康づくりを推進するため、産学官等が連携した「ひょうご健康的な食環境づくりプロジェクト」の取組の拡大や、自治体・教育・保育関係者・農林漁業者・食品関連事業者・医療関係者等が連携し、地域の特性を活かした食育に取り組むこと
- 41 生活習慣病予防のための正しい知識の普及、健診受診率の向上、感染症予防のための衛生習慣の慣行や予防接種の促進等に関する取組を充実・強化すること
- 42 歯科口腔医療の一層の推進、歯科衛生士、歯科技工士等の人材育成、離職防止に向けた対策の強化、兵庫県口腔保健支援センターにおける保健活動の充実、常勤専門職種の配置の促進を図ること
- 43 音楽療法士、園芸療法士等専門的人材の養成・認定及び医療・福祉施設等への導入促進など、「ヒューマンケア」に係る研究・人材養成・普及事業を推進すること
- 44 医療機関及び検査センター等における臨床検査の精度向上に向けた事業を推進すること
- 45 難病団体の活動や患者の救済に関する支援など、難病特定疾患等に対する施策を推進すること
- 46 薬害を防止するための医薬品の安全確保対策及びかかりつけ薬剤師・薬局の更なる啓発と地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の活用、病院等の医薬分業を徹底すること
- 47 麻薬・覚せい剤等薬物乱用防止対策及び毒物等の管理指導体制の充実強化、災害時における医薬品等の供給調整等の体制整備、危険ドラッグ販売店の規制といった「薬物の濫用の防止に関する条例」の的確な運用と実効性ある取組を推進すること。また、オーバードーズといった一般用医薬品の乱用防止に努めること

- 48 受動喫煙防止条例に係る県民、関係事業者への理解促進や分煙施設設置等に対する支援施策を推進すること
- 49 「共生」と「予防」を両輪として、認知症初期集中支援チームなどによる早期発見・早期治療の充実、地域における医療・介護体制の整備、認知症カフェの全市町展開等活動支援の充実、認知症サポーターの更なる養成と見守り活動の推進、子供時代からの認知症予防や普及啓発に取り組み、「ひょうご若年性認知症生活支援相談センター」を中心とした若年性認知症への対応強化を図ること
- 50 こころの健康に関する普及啓発や関係機関等と連携した相談支援体制の充実、こどもや各年齢階層に応じた自殺防止等、悩みを抱える人の孤立を防止し、効果的なメンタルヘルス対策等、総合的な心のケア対策を講じること
- 51 ひきこもり支援を受ける本人やその家族等との対話を通して、就労支援や家族支援等より良い支援を進めていくため、自立相談支援機関とひきこもり支援機関の連携やひきこもり総合支援センターでの相談支援、居場所づくり等に加え、市町等への後方支援と支援者研修の実施等を総合的に実施すること
- 52 医療費適正化に向けた自治体の取組を点数化する保険者努力支援制度において、兵庫県、県内市町は低調な状況となっているため、取組を強化すること
- 53 保健・医療・介護において、より良質な医療やケアを効率的に提供できるよう、医療・介護DX推進に関する支援を充実させること

＜がん対策の推進＞

- 54 「がん対策推進条例」に基づき、受診率向上や働きながら治療することへの理解促進を図るため、企業・職域との連携を推進するとともに、がん診療連携拠点病院を中心とした診療ネットワークを強化し、地域における診療連携体制の充実を図ること
- 55 がん予防・早期発見・早期治療の推進、診断時から適切な緩和ケアが提供される体制整備、ホスピスなどのターミナルケアに心のケアを含めた総合的ながん対策の計画的な推進等、がん患者が安心して暮らせられるようアピアランスケア等、がん患者のニーズに対応した効果的な支援施策の整備を推進すること
- 56 県立粒子線医療センターのあり方検討報告書の内容を踏まえ、県民に求められる医療の提供と安定した経営基盤の確保との両立が可能な範囲を見極めつつ、必要ながん治療機会の確保に努めること

- 57 県立がんセンターについては、最先端の高度ながん医療の提供はもとより、心のケアの充実や、就労支援などあらゆる支援のワンストップ対応が可能な病院として整備すること

＜障害者等の自立を支援するユニバーサル社会づくりの推進＞

- 58 「ひょうご障害者福祉計画」に基づき、農福連携の推進による就労の場の確保など障害者福祉施策を総合的かつ着実に推進するとともに、特に、様々な困難を抱える障害者の自立に向けた暮らしを支援するグループホーム等の設置促進に対し県が積極的に関与し主体的に取り組むこと

- 59 兵庫県を訪れる障害者が不自由なく、快適に過ごせるよう、ホスピタリティの向上に資する取組を強化し、ユニバーサルツーリズムの更なる推進を図ること

- 60 「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」「ひょうごスマイル条例」や「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」の趣旨に則った施策の策定に当たっては、障害者当事者の意見を反映させ、着実に実施し、障害者、高齢者の介助・支援、子育て支援等にも配慮が行き届く社会づくりを推進すること

- 61 市町の視覚障害者に対する「代読、代筆による支援事業」の取組の拡充を働きかけるなど、障害者による情報取得・意思疎通に係る施策を推進すること

- 62 発達障害等を抱えた社会適応が困難な成人を含むあらゆる年代に即した指導の専門家養成及び専門相談窓口の充実、早期発見、療育などへの支援に向けた体制の確立やモデル実証等、発達障害等へのきめ細やかな対策を推進すること

- 63 手話施策推進法に基づく合理的配慮など、ユニバーサル社会づくりの実現に向けハード・ソフト両面での環境整備を推進すること。特に、ユニバーサルなスポーツ施設検討会の内容を踏まえ、中核拠点施設として「ひょうご障害者総合トレーニングセンター（仮称）」の具体的な整備計画を進めること

- 64 地域偏在がある医療型障害児入所施設について、未設置地域への迅速な整備を促進すること

- 65 障害児の将来の可能性を広げるためには、早期発見・早期の療育開始が重要であることから、精度の高い検査機器の導入支援や利用者負担のさらなる軽減など、早期に課題を発見し、必要な療育を受けられる環境整備に取り組むとともに、保健・医療・福祉・教育等関係機関の連携強化を図り、新生児期からの切れ目ない支援に向けた取組を進めること

＜県立病院の構造改革＞

- 66 第5次病院構造改革推進方策に基づき、病院事業全般にかかる構造改革への取組を着実に実施し、経営基盤の強化と新病院整備の推進を図ると同時に、県立病院の高度専門・特殊医療の充実と医療安全対策、医師の働き方改革を進めるための業務の移管や共同化を推進し、ICTを活用した情報連携による医療機関間の連携強化、公費負担医療のマイナ保険証対応等、病院DXの推進し、患者サービスの向上や遠隔治療の導入など遠隔地の県民にもより良質な医療を提供すること
- 67 安定した医療提供体制のもと、県立病院の経営改善策を着実に実施し、点検・評価を行うことで質の高い医療を安全に提供すること及び今後の新病院・建替整備では、健全経営の確保に配慮しつつ着実に整備していくこと
- 68 安定的な地域医療体制の確保に向け、国へ診療報酬の改定など支援の充実を一層働きかけること

＜生活衛生の推進＞

- 69 「ひょうご食品認証制度」の普及拡大、HACCPに沿った衛生管理の推進、食品事業者の企業倫理やコンプライアンスの確保、食品企業安全・安心相談室の継続設置、リスクコミュニケーションの促進など、食の安全・安心対策を総合的に推進すること
- 70 人と動物が調和し、共生する社会づくりの実現に向けた、動物愛護管理対策を更に推進するため、県民へ動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を推進するとともに、猫等の繁殖制限対策（不妊去勢手術）支援の充実を図ること

（ 計70項目 ）

＜新しい社会を見据えた、成長と分配の好循環の推進＞

- 1 時代の変化を見据えて、地域経済と雇用を支える中小・小規模企業に対して適宜・適格な総合的支援により地域産業の振興を推進し、地域経済全体の活性化、多様で安定した雇用就業の実現に取り組むとともに、中小企業のノウハウや技術を次世代へと受け継ぐための円滑な事業継承に向けた支援など、状況に応じ迅速に取り組むこと
- 2 長引く物価高騰や円安、人手不足に加え、頻発する自然災害等、様々な経済状況悪化のリスクに備え、これまでの融資枠を確保するとともに、引き続き、コロナ禍で借りた無利子無担保等の融資の返済やポストコロナの事業展開による新たな資金繰りに窮する企業への支援策を講じること
- 3 経済危機や自然災害が発生した際のセーフティネットや、設備投資・開業などの新事業の展開など、多様なニーズに応じた融資制度の充実、利息や保証料等の事業者負担の軽減に取り組むとともに、信用保証の対象拡大について国へ要望すること

＜地域を支える産業・地場産業等の振興＞

- 4 特色ある技術やアイデアを持つ「オンリーワン企業」の育成、高い技術力や伝統技術を持つ「地場産業」の振興、清酒、播州織、皮革製品、淡路瓦、線香、豊岡鞄等、五国の「地場産品」のブランド力強化に取り組むこと
- 5 A I や A G I を含む I C T を活用した働き方改革の推進等に取り組むほか、S D G s の取り組み深化を促すために宣言企業を県が評価・認証するなど、地場産業から地域産業、県内産業へと持続可能な競争力向上を図ること
- 6 中小企業・小規模事業者の経営力強化、販路開拓、事業転換、新分野進出、事業承継等を促進するとともに、イベント等による集客や施設・環境整備による商店街魅力づくりの支援を充実・強化する等、地域産業の活性化を図ること
- 7 地域経済の活性化の促進に大きな役割を担っている商工会議所、商工会等について、経営指導員並びに経営支援員の設置定数の堅持など、経済団体の維持・発展に向けた支援の更なる充実に加え、企業のデジタル化への対応などの施策の充実を図ること
- 8 「地域創生」の実現に向けた地域の元気づくりのため、「ひょうご経済・雇用戦略」に基づいた、本県のより一層の経済成長と雇用情勢の確実な推進を実現する経済・雇用対策を適時・的確に実行すること

- 9 中小企業が地域において持てる力を十分発揮できるよう、「中小企業の振興に関する条例」に基づいた施策を確実に推進すること
- 10 官公需に対する県内中小企業者の受注機会確保の更なる推進を図るため、県内調達率の現状を把握するとともに、適正な達成目標を設定し、目標達成に向けて取り組むこと
- 11 地域の「食」や農林水産品のブランド化の取組等と結びついた農商工連携による商品開発及び販路開拓等、県下の地域資源を活用した取組を推進すること
- 12 県產品の販路拡大に向けた、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した一元的なネット販売戦略を構築すること

＜成長産業の創出・育成＞

- 13 大型放射光施設ＳＰｒｉｎｇ－８やX線自由電子レーザー施設ＳＡＣＬＡ、スーパーコンピュータ富岳等の先端科学技術基盤に加え、優れた交通・物流インフラを有する本県の特性を生かし、ロボット・ＡＩ・ＩｏＴ、航空・宇宙、環境・水素等新エネルギー、健康・医療等の次世代産業の育成に取り組むこと
- 14 地元市町や産業界とも連携を図りながら、優れた国内外企業を戦略的に誘致し、拠点地区等への産業集積を推進すること
- 15 新商品の開発や生産性を高める技術の導入等の経営革新、ＡＩ・ＡＧＩ・ＩｏＴ等の技術の導入、生産拠点整備等サプライチェーン対策の取り組み等の支援を図ること
- 16 若者起業人材の育成や、起業プラザひょうごを核とした新たなビジネスの創出に取り組む起業家への支援を行うとともに、起業家・事業者等が有する技術を活用し、県内の社会課題・地域課題の解決を図る協働実証を支援するなど、多様なスタートアップ支援を推進すること
- 17 「都市再生高度業務地区」に指定したＪＲ三ノ宮駅周辺地域における東京・大阪方面等への企業流出防止対策、及び駅ビル・周辺再開発に合わせて企業誘致施策の強化を図ること

＜産業人材の確保・育成＞

- 18 県外からの就職・転職希望者等に対して、ＵＪＩターン就職を促進するとともに、奨学金返済支援制度の成果を部局横断的な検証と成果に応じた更なる拡充、県内企業とのマッチング支援等による理工系人材の獲得、高校生の県内就職促進など、若者の県内就職・定着に向けた支援を推進すること

- 19 人手不足の解消や競争力強化に向け、ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度の普及啓発に取組むほか、女性活躍の場が広がるよう、誰もが働きやすい職場環境の充実、女性の賃金向上に向けた支援を推進し、女性の就労を促進すること
- 20 産業構造が変わり産業モデルが刷新される中で、A I ・ A G I ・ I o Tなどの新たな産業に対応したDX人材の育成支援に取り組むこと
- 21 中小企業の人材確保を支援すること
- 22 労働局等関係機関と連携のもと、フリーター、ニート等の就職未決定者等への実効ある就職支援対策を推進すること
- 23 ニーズに対応した多様な就業機会の提供など、高齢者の雇用・就業促進対策を推進すること
- 24 障害者の雇用・就業促進のため、特別支援学校での職業訓練に対する企業・団体の支援システムの構築や、ハローワーク・障害福祉サービス事業所・農業者等と連携した雇用の確保及び就業先の拡大を図ること
- 25 ものづくり大学校における青少年の体験を通したものづくりへの理解など総合的・体系的な産業人材の育成と、公共職業能力開発施設における離転職者への能力開発の総合的な推進を図ること
- 26 学校、専修学校、民間教育訓練機関等と連携し、企業が求める能力開発等の個別支援及び「ひょうご・しごと情報広場」における総合的な雇用情報提供の充実を図ること

＜兵庫の多彩な資源を生かした観光による交流人口の拡大＞

- 27 他府県との連携による広域プロモーションやOTAなどのデジタルマーケティング等を活用したインバウンドプロモーションを推進するとともに、ひょうごフィールドパビリオンとして県内各地で磨き上げを行ってきた体験型コンテンツを一層活用し、国内外に通用するコンテンツ化を支援するとともに、各地域での点と点の活動を一つの線につなぐ横展開の取り組みにより、環境・経済・文化を守り育むサスティナブルツーリズムを推進すること
- 28 県が観光振興施策を行う根本的な目的は「交流人口の拡大による地域の活性化」にあることを踏まえ、地域振興という観点からも部局間で連携するとともに、可能な限り広く各地域の県民に利益が還元される取組を推進すること

- 29 都市部への雪山体験のアプローチ等、県内の各自治体や観光協会のマッチングなどの具体的な仕掛けにより、都市部と多自然地域、或いは五国それぞれの魅力や面白さの発見を促す取組を進め、県内地域間の交流人口拡大を図ること
- 30 フィールドパビリオンの観光における成果を適正に検証し、各地域の取組を後押しするため、評価のための経済指標及びエリアごとの目標設定等について研究すること
- 31 高齢者・障害者等が円滑に旅行できる環境整備のため、ソフト・ハード両面からの支援により宿泊施設の取組を促進するとともに、旅行者が容易に情報収集できるよう取り組みの「見える化」等、ユニバーサルツーリズムを推進すること

＜国際経済活動の展開＞

- 32 米国の関税政策等、国際情勢が県内企業に与える影響に対応し、資金援助や融資制度、サプライチェーンの強化等、県内企業を支援するための方策を進めること
- 33 経済、観光、教育など各分野における国際交流の重要性を踏まえつつ、本県の海外事務所や国際交流のあり方を検討するとともに、高校生の留学支援事業については多くの寄附に表れた企業・県民の期待に応えるべく、対象者の拡充を検討すること

(計 33 項目)

＜基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開＞

- 1 持続可能な食料生産のため、本県の都市近郊の立地等の強みを生かしつつ、県産農林水産物等の安定供給や地産地消及び農村振興を推進するとともに、人手不足対策、効率化・高品質化のための農業のスマート化など県内地域実装化を進め、食料安全保障や地域活性化を担う農林水産業の基幹産業化を推進すること。特に、国の農業構造転換集中対策（コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化や共同利用施設の再編・集約化、スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成）の着実な実施に向け、ひょうご農林水産ビジョンを推進するとともに、必要な予算、体制の確保を行い、施策の充実強化・見直し等、実効性ある措置を講じること
- 2 コメ全体の安定的な生産・供給のため、国の水田政策の見直しや食用米の実需・消費動向、また地域特性を踏まえた酒米・加工用米・飼料用米の需要調整に努めるべく、地域計画の見直しや安定取引の拡大、生産力強化等、本県の中長期的な水田活用について産地・生産者・関係団体・実需要者等が連携して検討を進め、生産者の経営安定と米価格の安定化を図ること
- 3 生産者の経営体力を向上させ持続的な食料供給を実現していくため、コスト削減に向けた技術指導、化学肥料低減技術導入、耕畜連携の推進等に取り組み、資材・飼料・燃料の過度な輸入依存の低減に努め、地域循環を図る形での資材や飼料・燃料の確保を図ること
- 4 スマート技術を活用する支援サービス事業体の育成や活用促進等、経営規模に応じたスマート技術の導入を加速化させ、経営感覚に富んだ生産者を育成するため、国予算等も活用し、スマート技術実践者や指導者への研修、スマート技術・機械の集中的な導入・実装を促す支援を充実させること。併せて、農業を中心に、スマート技術の効果を十分発揮させるための環境整備や衛星データを活用した可変施肥等データ活用による生産性向上や経営の合理化を図り、生産から消費までの情報を連携させることによる事務の省力化や付加価値向上等のサプライチェーン全体でデータの利活用を促進させること

＜需要に応える農業の競争力強化と持続的発展＞

- 5 本県農業の魅力発信や、就農相談・就農体験等を積極的に推進するほか、有機農業を含む就農希望者の増加等の多様化する就農形態に応えるため、県立農業大学校（有機農業アカデミー含む）の教育・研修環境の整備を強化し、生産者は勿論、普及指導員・営農指導員・親方農家等の指導者を含む多様な農業人材の育成や進路先の確保、人的なネットワークの構築を図ること。特に、市町・農協・農林機構等と連携した就農サポート体制を強化させ、将来の農地・土地利用も含め、

指導者等のメンター（助言役）や住居等の支援情報をパッケージ化し、担い手の誘致・定着を図るなど、農業が職業として選ばれ、農林水産業を目指す意欲ある担い手が夢や希望を持ってチャレンジできる環境を整えること

- 6 地域を支えている兼業農家、女性農業者、雇用就農者、親元就農を含む新規就農者の確保を図るため農業機械等の導入に係る初期投資の軽減や雇用労働環境の整備、円滑な経営継承・発展に必要となる経費を、それぞれの地域実情や経営形態に応じて支援すること
- 7 発展段階に応じた支援による法人経営基盤の強化など、経営力強化に向けた支援の充実をはじめ、農地中間管理機構（農地バンク）による担い手への農地集積・集約の促進など、効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けた取組を一層推進すること
- 8 農業の持続的経営と活動組織の広域化や多様な人材の参画等による農村の振興を図るため、関係機関が連携し、地域計画に基づく各般の取組が円滑に進められ同計画の実現や実装に繋がるよう、県組織体制の充実、市町・関係団体・農林機構・農業委員会等の活動を充実させること。併せて、市町に対し、地域計画の進行管理や随時の見直しや変更等、地域計画の実行にむけた不断の検証を支援すること
- 9 地域事情に応じた農地の利活用を通じて、持続可能な生産振興と農村地域づくりを一体的に推進するため、生産力向上を伴った農地のスクラップ・アンド・ビルドにより農振地域の見直しを検討すること
- 10 有機農業を含めた環境創造型農業の農産物の生産・消費拡大に向け、量販店・実需からの受注に対応できる経営体・グループ生産体制の育成や受注・発送や生産体制を主体的に行う産地の形成、集荷・包装を含む新たな広域配送ルートモデルづくりなど、環境創造型農業の市場拡大をより一層推進すること。また、これらを推進する有機農業の掛り増し経費や新たな流通システム等の構築に必要な経費に対して支援を行うこと
- 11 有機農業を含めた環境創造型農業の更なる推進と農業を担う生産者が活動する農村地域づくり等を図るための行動指針としての条例制定や、従来の取組の強化・発展を通じて、環境負荷低減や農林水産業・農山漁村の持続化支援への県民理解の醸成を図るとともに、有機農業に地域ぐるみで取り組む産地（オーガニックビレッジ）の育成・支援等、県・市町・県民・事業者・関係者等が当事者意識を持って参画・行動することを促し、取組を一層加速させること。併せて、「兵庫県環境創造型農業（人と環境にやさしい農業）推進計画（第2期）」改訂等も含め、責任ある推進に向け県の組織体制や取組の実効性を担保すること

- 12 有機農業アカデミー卒業後の円滑な就農や経営開始時の早期の経営確立を支援するため、普及指導員・営農指導員・親方農家等の指導者を含む多様な有機農業人材を育成すること
- 13 次代を担う児童・生徒等を対象に、食農教育としての食育活動や学校給食の促進を図るため、有機農産物等を含む県産食材供給増大と環境整備を推進すること。特に、生産量確保については農業高校や農業参入企業を、確実な消費拡大については学校給食・食育支援センターの機能確保や代替手段を検討し、企業等のCSR（企業の社会的責任）等を活用することで、有機JAS認証食材のみならず、兵庫県認証食品の他、環境にやさしい農法やアップサイクルでつくられた農作物・食材を、冷凍加工・カット加工を用いながら、導入拡大し、県食材の費用・流通・数量確保・調理の負担軽減を図ること
- 14 「コ・ノ・ホ・シ」等、高温等の気候変動に適応するための新品種への切替や技術導入・確立を後押しするとともに県民に親しまれるよう新品種の認知度向上・消費拡大を図ること
- 15 農林水産物の品質向上による付加価値化と、山田錦（酒米）・丹波黒（大豆）等、主要な農産物の生産基盤の維持・強化、食味等に優れた野菜、果樹など県オリジナル品種の開発・改良・普及を促進するとともに、施設園芸における低コストで最適な環境制御技術の普及、持続性・収益性の高い産地の育成、共同輸送による低コスト化や新たな需要創出等を推進すること
- 16 県立農林水産技術総合センターの技術開発や新品種育成・ブランド管理等に係る環境整備や施設維持等、試験研究費や人員体制の充実・確保を図ること。また、農業経営及び農村生活の改善に関する先進的・科学的技術及び知識の地域実装を担う農業改良普及センターの体制充実、及び農業生産基盤の整備と保全管理に関する課題への対応と、技術支援を行う土地改良事務所（センター）の人員体制の充実を図ること
- 17 兵庫県農業共済組合に対する適切な助言・指導を行い、農業保険制度（農業共済事業、農業経営収入保険事業）の円滑な運営を支援すること
- 18 GAP（農業生産工程管理）や有機JAS認証の取組を推進するため、指導員の育成や生産者への啓発等のレベルアップ、地域のモデルとなる農業者を対象とした認証取得を支援すること
- 19 国・県の農地等の基盤整備費は、作業効率の向上や担い手への農地集積の加速化、田畠輪換など、農地の有効利用の促進等を進めるために必要な財源であることから、引き続き国へ強く要望すること

- 20 スマート農業の展開や環境負荷の低減を図るために必要な基盤整備や、中山間地域の生活環境を支える農業集落排水施設、農道等の再編・強靭化及び高度化、地域資源利活用施設の整備等を促進し、地域計画の実現に資する基盤整備・更新を進めること。特に、年々深刻化する災害級の渇水・高温に備え、渇水対策 BCP 策定の推進、給水車やポンプ等の機材・資材の確保、水利使用者間の事前調整等を図ること
- 21 農業の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるよう、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度等を活用し、地域の共同活動に対する支援や、活動の継続化を図るために、活動組織の広域化や事務の共同化、機械導入等による軽労化・省力化の促進を推進すること
- 22 コウノトリ育むお米などのブランド米を高収益作物に位置付け、土地改良事業の促進を図ること
- 23 ため池をはじめとした農業水利施設の適正管理を促進するとともに、ため池防災工事特措法の趣旨を踏まえた防災重点農業用ため池の早期改修や管理の ICT 化、老朽化した農業水利施設の計画的な保全・整備を推進すること
- 24 農地、山林部等で市町等が実施する地籍調査事業に対し、リモートセンシング技術の活用も含め、指導と国への予算要望を積極手に行い、推進を図ること
- 25 ライスセンターなど共同利用施設についても、地域農業を支える農業生産基盤・インフラであるとの認識の下、再編集約・合理化の支援を図ること
- 26 兵庫テロワール旅やひょうごフィールドパビリオンの取組を踏まえ、交流人口・関係人口といった「農」に携わる人材の確保とシビックプライド醸成の両立・循環による農業・農村の持続的発展を図るため、農泊等、多様な魅力ある農業地域の資源を活かした「里業」の展開や市民農園・オープンファームなど消費者に対して農林水産業を理解し、農林漁業体験できる取組の推進、体験施設の整備・利用促進等、観光農園、農家レストランといった農業経営体の経営の多角化も含め支援すること
- 27 多面的な機能を有する棚田等の維持・保全を図るとともに、「兵庫県棚田地域振興計画」に基づく、都市住民や若年層への理解促進や WJ ターンと連携した取組等の施策の展開、野菜等園芸作物への転換、地域産物の活用・高付加価値化による雇用・所得の拡大など、中山間地域の振興に向けた取組を積極的に推進すること
- 28 農業生産を支える基盤整備等を進めるため、作業効率の向上や担い手への農地集積の加速化、田畠輪換など、農地の有効利用の促進等を進めること。また、農

村振興について、農業・農村振興条例の制定も見据えて、集落機能の低下した集落を複数集落で機能補完し、農用地の保全や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティ維持に資する取組を行う組織である農村RMO（農村型地域運営組織）の形成を、地域の特性に応じた形で推進すること

- 29 「兵庫県都市農業振興基本計画」に基づく、生産緑地をはじめとする都市部における貴重な農地の保全、農業体験や地産地消の取組を進め、都市農業の振興と都市住民への理解促進などの対策を着実に実施すること
- 30 農業者の農福連携への参画を促す支援策や障害者等が働きやすいソフト・ハードの環境整備を拡充し、関係部局との連携を一層強化すること

＜持続可能な畜産の確立と酪農経営の安定化＞

- 31 農地取得や施設整備・家畜導入等といった多額の初期投資が必要となる畜産経営の担い手の確保・育成のため、既存施設の増築・改修による有効利用や貸付による費用負担軽減等を図り、持続的な経営に向け資源循環型畜産の推進や暑熱対策等の生産性向上支援、外部支援組織・スマート農業技術を活用した労働負担の軽減、低コスト化等の推進を図り、畜産物の安定生産・供給体制の強化を図ること
- 32 神戸ビーフの厳格なブランド管理を維持し、畜産・北部農業技術センターにおける種雄牛管理等但馬牛遺伝資源の保護・流通管理の徹底、知的財産的価値の保護強化に取り組み、おいしさの特徴や世界農業遺産に認定された但馬牛の歴史等を国内外の消費者や実需者へ積極的にPRすることなどにより、市場拡大及び輸出促進を図ること
- 33 但馬牛の遺伝的多様性の確保や但馬牛繁殖雌牛の増頭等を図り、輸出先国の求めに見合った出荷・と畜体制の整備等、国内外の旺盛な需要に応えられる供給体制を推進すること
- 34 県産牛乳乳製品の販売力強化・需要拡大に取り組むとともに、長命連産性や暑熱耐性に優れた乳用牛群への転換や国産飼料の生産・利用拡大等による飼料高騰対策を講じ、酪農経営の安定・改善を図ること。また、鶏卵・鶏肉・豚肉の生産力強化・ブランド化及び需要拡大に向けた取組を積極的に推進すること
- 35 臭気対策・排水対策を含め高品質な堆肥の生産及び散布作業負担軽減、ペレット化による広域流通等を推進し、畜産農家と耕種農家が活用しやすく実効性のある耕畜連携体制の充実・普及を具体的に図ること。併せて、市町や農協等で実施している耕畜連携支援を後押しすること

＜木材の有効利用と森林の保全・再生＞

- 36 「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」に基づき、県庁舎を始めとする公共施設での木造・木質化の推進やJAS構造材やCLT等の普及促進、県産木材のブランディング化、暮らしの中に木材を取り入れることや木材利用による温室効果ガス排出削減効果の見える化等を推進し、県産木材の需要拡大を図ること。また、木質バイオマスの利用推進等、森林資源の有効活用を図ること
- 37 持続的かつ安定的な木材生産に向けて、自伐型林業の推進、ICTを活用した路網の設計・施工等スマート林業技術も活用した生産基盤の強化や作業性に優れた高性能林業機械の導入、経営力に富み生産能力の高い林業事業体の育成、森林の集積・集約化など川上から川下までが一体となった県産木材供給体制の整備を進め、「植林・保育・伐採・利用」の低コストで効率的な林業生産サイクルの構築と円滑な循環を図ること。また、主伐再造林を推進するため再植林事業補助を拡充すること
- 38 木材の国際価格動向に対応できる体制づくりに資する、例えば県産材の価値の向上、使用比率の上昇につながる取組を進めること
- 39 分収造林事業を計画的かつ早期に収束させ、兵庫県森づくり支援センター（仮称）の創設と新しい森林管理スキームへの移行を着実に進めるとともに、同スキームの中心を担うひょうご農林機構の経営の再建と安定化に必要な運転資金・事業支援・運営支援を確実に行うこと。また、解約については森林所有者や市町、県民の負担・不安を軽減し理解が得られる形で進めること。併せて、県民共通の財産である森林をオール兵庫で守るため、森林がもたらす恩恵や公益的機能について、都市部をはじめ県民の理解醸成にも努めること
- 40 企業や森林との関わりが少ない都市住民・若年層への森林の公益的機能の理解促進を図りながら県民緑税の継続による「災害に強い森づくり」や「新ひょうごの森づくり」を着実に推進するとともに、森林環境譲与税を十分活用し、市町が実施する森林の整備・管理や木材の利用促進等を総合的に支援し、県の広域的先導的事業を実施すること。併せて、Jクレジット制度（森林由来クレジット）の普及拡大、環境保全や癒しなどの森林の価値を活かした「森業」の推進、里山林の維持、活性化を図ること

＜豊かな海の再生と水産業・浜の活性化＞

- 41 海底耕運やため池のかいぼり、有機施肥や漁業者の森づくりのほか、漁場への効率的な栄養添加試験などを実施するとともに、流域別下水道整備総合計画における窒素排出量の見直しを行い、栄養塩濃度の早期回復等に強力に取り組むこと。特に、大阪湾も含めた栄養塩類の偏在の解消に向け、調査研究や対策を推進すること。併せて、県民の理解増進を図りながら環境と調和した漁業生産性の高い豊かで美しい海の再生に取り組むこと

- 42 水産技術センターにおける機材整備や研究人材の育成・強化を図り、漁獲情報を見デジタル化することで、的確な把握による資源管理や漁場の整備・環境保全を行うとともに、重要魚種の種苗生産など栽培漁業の一層の推進を図ること。併せて、海洋資源調査や海水温上昇等の環境変化に対応した種苗生産等の新たな技術開発に係る試験研究費を確保すること
- 43 資源管理協定の着実な実施や、日本海の水産資源の持続的な利用確保に向け国へ外国漁船等対策を引き続き求めること
- 44 沖合底びき網漁船の建造を一層促進するとともに、新規就業者等の設備投資の負担軽減を図るため、漁業施設貸与事業による早期定着を推進し、生産現場のスマート化、漁業者の経営・技術力向上、労働環境改善等の支援を一層強化するなど、次代を担う漁業者の確保・育成に向けた取組を充実させること
- 45 漁業所得の向上を図るための共同利用施設や種苗生産施設・養殖関連施設の整備、漁業活動の環境改善を図るための施設整備を推進するほか、漁港の機能強化・長寿命化や防災・減災・気候変動等に対応した整備・保全を計画的に推進すること。併せて、漁業生産力向上のための漁場整備や海業推進等による漁村の活性化を図るため必要な整備を国の事業も活用し支援すること
- 46 ノリをはじめ、カキやアサリ、トラフグ、サーモン等の新規養殖技術の開発と普及を図ることにより収益性を高めるとともに、消費者のニーズに対応した水産物の供給を増大すること
- 47 漁村地域の活性化のため地域特性を生かし、水産物の消費増進や交流促進に資する「海業」を推進する地域づくりや取組を支援すること
- 48 内水面漁業の振興のため、関係団体等と連携し、内水面水産資源の維持・増殖に向けた取組を支援すること

＜新たな価値創出による需要の開拓＞

- 49 生産、加工、流通、観光業者等が連携する推進体制のもと、丹波黒やひかり姫など県産品ごとのブランド戦略の策定や実践を支援するとともに、生産から流通、販売までを一連のものとして捉える6次産業化の実現に向け6次産業化プランナーの活用等所得向上につながる支援を一層推進すること。また、イノベーション創出や新しい農業の実践を支えるため、異業種との交流・連携を含む人材のネットワーク化を進めること

- 50 神戸ビーフや山田錦を使った日本酒など、安全安心かつ高品質な県産農畜水産物の海外における認知度の向上を図るとともに、全国的に実施されるコンテストへの生産物や加工品の出展や、ひょうご食品認証制度や地理的表示（GI）制度等の活用、現地の嗜好に合う加工食品の開発など工夫を凝らし、輸出による需要拡大やインバウンド消費の拡大を図ること。また、ブランド管理や遺伝資源、知的財産的価値を保護すること
- 51 豚熱や鳥インフルエンザ等の発生に備えた万全の体制構築及び発生予防・まん延防止対策の強化を図ること
- 52 食品表示に係る事業者に対する指導等の強化や食品企業の安全・安心確保対策の推進、及び検査システムの充実を図るとともに、安全安心に基づく県産品の生産・供給のため病害虫の発生予防や農薬適正使用の推進、貝毒監視体制の強化等を図ること
- 53 卸売市場のコールドチェーンの確保やHACCP 対応等の機能強化を図ること。併せて、物流効率化を図るための取組や拠点整備を支援すること
- 54 環境・経営・地域の持続と調和を念頭に、SDGs 推進と連動した企業によるCSA（地域支援型農業）・CSR の展開、農林水産業・農山漁村の持続化を支える消費者マインドの醸成を図るとともに、農林水産品の適正な価格向上を推進すること。併せて、これまでの地産地消や農業・農村への理解促進を図る幅広い取組の推進に加え、米価や食料品に関する県民の関心が高い状況にあることを踏まえ、改めて県民の農業・農村への理解と支援、県民生活に農業・農村が息づく取組を強力に進めること

＜脱炭素の推進と持続可能な自然循環型社会の構築＞

- 55 SDGs（持続可能な開発目標）の理念を念頭に置いて、令和4年3月に改訂した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」に基づき、脱炭素と経済の成長を両立するグリーントランジットフォーメーション（GX）の実現に向け、公民連携して地域の脱炭素を加速させていくとともに、森林やブルーカーボン等の吸収源対策やJクレジット制度の活性化等の取組を推進すること。特に、住宅・事業者向けの太陽光発電設備や木質バイオマスボイラー等の導入支援により、再生可能エネルギーの普及を図り、エネルギーの地産地消を実現する地域循環共生圏の創出に努めること
- 56 カーボンフットプリントの普及を促進し、食品廃棄物やプラスチックごみをはじめとする廃棄物の発生抑制と再使用、代替素材への転換による更なる資源循環を推進すること。併せて、例えば下水処理場でリンを回収し肥料として再利用す

る「こうべハーベスト肥料」のような優良事例を総合的に調和する形で水平展開し、有機農業に係る技術の安定化等を含め持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を着実に推進すること

- 57 今後予想される使用済み太陽光パネル等の発電設備の大量廃棄物問題への対応についての研究・検討を含め、廃棄物の不適正処理に対する監視体制の一層の強化を図り、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」に基づいた適時適切な行政命令の執行に努めるとともに、警察とも連携し、地元住民の生活環境や周辺環境に影響を及ぼさないよう、不法投棄・排水問題・水源汚染・土砂流出等への迅速かつ的確な取締りに努めること
- 58 災害時に発生する膨大な災害廃棄物の迅速な処理を図るため、広域連携を含めた協力支援体制の充実・強化に努めること
- 59 大気環境の保全を図るため、次世代自動車の普及促進等を図るとともに、国・市町・事業者等と連携し、有機フッ素化合物（PFAS）の実態調査、低濃度PCB廃棄物の早期処理の周知・対応、騒音・振動・悪臭等による公害の防止など、水・土壤環境の保全、有害化学物質対策を確実に実施すること。特に、屋外における再生資源物の適正な保管に向けた指導・監視・規制の強化等「不適正ヤード」対策を強化すること
- 60 兵庫SDGs債（グリーンボンド）・ひょうごグリーン県民債などのひょうごグリーンボンド（環境改善活動の資金調達のための債権）活用を通じて、県民・県内企業へのSDGs推進機運を醸成し、環境汚染の防止及び抑制対策、気候変動への対応、生物多様性保全などのグリーン化を推進すること
- 61 太陽光発電事業にかかるアセス等の指導を適切に実施し、排水問題・リサイクルを含め環境への配慮を徹底すること
- 62 持続可能な社会の実現をめざす人づくりを推進するとともに、地域住民や団体、行政、企業等が連携した環境美化活動や学習拠点の整備など、環境学習・教育の総合的推進を図ること

＜人と動植物の共生と豊かな自然の保全＞

- 63 「生物多様性ひょうご戦略」に基づき、ナガエツルノゲイトウ等の外来生物への対策をはじめ自然環境を良好に保ち、多様な生物が共存し、豊かな生態系を保つ施策の推進や、各市町・地域の生物多様性戦略策定を促すとともに、イヌワシなどレッドデータ動植物の保護・育成事業予算を拡充すること。また、様々な担い手による里池、里山、里海の再生活動、栄養塩類の適正管理等を促進するほか、

ため池の治水活用による災害対策や都市緑化など生態系を活かした防災・減災への理解促進を図ること

- 64 関係部局間の連携のもとに設置した特定外来生物対策本部会議を中心に、部局間・県民局間での司令塔と実働部隊との役割分担や情報共有体制を構築し、市町や民間団体等と連携・協働しながら、県民局環境参事に事務・権限を与え、発生地域においては部局横断で実効性のある対応がとれるよう体制・人員・予算を整備し、国等の知見を活用したナガエツルノゲイトウやクビアカツヤカミキリ・アカミミガメ等の特定外来生物対策を更に強化し、具体的行動に基づく対策効果の検証・改善を図ること。また、侵略的外来種の侵入・定着を防止する取組や早期対応の普及啓発及び県民の対策主体としての参画や育成を積極的に進めること
- 65 シカやイノシシ、カワウ、クマ等の有害鳥獣による農林水産業被害の防止のため、獣害防護柵の設置並びに既設施設の維持・補修やITCやGIS等の先端技術、捕獲報奨金制度等を活用した捕獲促進、集落への鳥獣対策の専門家派遣等を進めるとともに、市町と連携し、市町境を跨ぐ広域的な対応を含め、地域住民、集落における鳥獣被害対策の体制整備の更なる充実強化を、外部委託化等も含め検討を進めること
- 66 人と野生鳥獣との調和のとれた共存を図りつつ、市町・警察や県猟友会との連携や、「兵庫県立総合射撃場」における実践演習・研修等を通して、捕獲技術者・指導人材の育成を図ること。また、銃猟狩猟者を増やすため、アパートやマンション等での猟銃の自宅所持の環境整備に努めること
- 67 シカ丸ごと1頭活用大作戦として、処理加工施設等の整備をはじめ、「ひょうごジビエの日」の普及啓発により、捕獲した野生動物を有効活用や需要拡大に資する取組を一層推進すること

(計 67項目)

＜自然災害に備える強靭な県土の構築＞

- 1 国土強靭化を着実に進めるため、「ひょうごインフラ整備プログラム」に基づき、強靭で持続可能な社会を目指したインフラ整備を推進すること
- 2 「津波防災インフラ整備計画」、「日本海津波防災インフラ整備計画」に基づく防潮堤等の沈下対策、防潮水門の整備などの津波対策を計画的に推進すること
- 3 「兵庫県高潮対策 10 箇年計画」に基づき、防潮堤の嵩上げなど必要な高潮対策を推進すること
- 4 「ひょうご道路防災推進 10 箇年計画」に基づき、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響の大きい道路の橋梁耐震補強や法面防災対策を推進し、道路ネットワークを構築すること
- 5 「第4次山地防災・土砂災害対策計画」に基づき、砂防えん堤や治山ダム等の整備を推進し、人家等保全対策、流木・土砂流出防止対策、緊急防災林整備に取り組むとともに、ハザードマップのイエロー・レッド区域の周知及び避難対策を支援すること
- 6 河川氾濫や土砂災害が懸念される際に、県民や市町が的確に避難判断や行動ができるよう、河川監視システム等の充実や、河川ライブカメラの配信の拡充など、減災・防災のための情報発信をより一層充実させること
- 7 災害時発生時における今日の情報インフラの重要性に鑑み、ハード面での総合的な情報インフラ防災の在り方について研究すること

＜日常生活や交流を支える社会基盤の充実＞

- 8 県土の均衡ある発展と県民の生活基盤の充実に向け、市町間の連携を強化し、広域的な生活圏域の形成を図る国道や県道など広域幹線道路のほか、都市部の円滑な交通確保等を図る都市計画道路の整備を推進すること。また、通学路の安全確保のため、歩道や路肩のカラー舗装の整備を推進すること
- 9 サイクルツーリズム推進のため、「兵庫県自転車活用推進計画」に位置づけた「ひょうごサイクリングモデルルート」等における走行環境整備や、サイクリストのニーズに応じた自転車輸送手段確保などの受け入れ環境整備を推進すること
- 10 各鉄道会社と連携し、駅舎のバリアフリー化など、高齢者や障害者に配慮した利便性・安全性の向上を図ること。また、その他公共交通のバリアフリー化やUDタクシーの導入についても支援すること

- 11 JR山陰本線や加古川線等の施設整備や新型車両の導入等による輸送サービスの向上を図るとともに、経営状況の厳しいローカル線を維持する取組を推進すること
- 12 通院や通学・通勤、買物等の県民の日常生活を支える公共交通システムについて、地域の実情・ニーズに応じた維持・活性化に取り組み、路線バス・コミュニティバス・タクシー等の継続的な運行支援を行うこと

＜持続可能な地域をつなぐ社会基盤の形成＞

- 13 基幹道路八連携軸の早期整備、大阪湾岸道路西伸部をはじめ、神戸西バイパス、山陰近畿自動車道(鳥取豊岡宮津自動車道)、北近畿豊岡自動車道、名神湾岸連絡線の早期完成のほか、播磨臨海地域道路の早期事業化の推進、東播丹波連絡道路(西脇市黒田庄町～丹波市)の調査の促進を図ること
- 14 基幹道路ネットワークの構築については、事業のスピードアップに有効な有料道路制度を効果的に活用し、建設年次の古い基幹道路の災害時の安全性を確保するための耐震化や老朽化対策に必要な財源の確保に対して有料道路制度の導入を可能とするよう国へ働きかけること
- 15 県内産業を支える物流拠点として港湾の重要性を認識し、航路・泊地の維持浚渫を計画的に推進するとともに、不足する野積場・上屋の拡充、老朽化した荷役機械の更新・修繕の早急な実施と更なる増強を図り、他の港湾に負けない競争力ある港湾を実現すること
- 16 大阪湾ベイエリア活性化にもつながる、積極的なポートセールスによる定期航路の開拓、船舶・貨物の誘致など物流活動の強化を推進し、港湾の利用促進や旅客船利用者の利便性・快適性の向上とにぎわいの創出を図ること
- 17 国際コンテナ戦略港湾「阪神港」への集貨とモーダルシフトの推進に向け、県管理港湾との更なる連携強化と同港湾の活性化方策を推進すること
- 18 姫路港旅客船ターミナルは、テナント、利用者、地元の意見を反映し、愛され親しまれる施設になるよう整備すること
- 19 燃料高騰の影響が大きいフェリー・旅客船への支援措置、離島航路の維持に向けた支援を継続すること
- 20 みなとを核としたまちづくりを推進するため、クルーズ客船の受け入れ態勢の整備を図るとともに、みなとオアシスや海の駅の活用を推進すること

- 21 播磨臨海地域における、2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとするカーボンニュートラルポートの取組については、各事業者に対して過度な負担がかかるないよう配慮し、支援策も併せて講じること
- 22 神戸空港の国際化及び運用が開始された新飛行ルートによる発着枠の拡大を最大限活用し、関西3空港の競争力を確保するとともに、国内外からの来県者に対する二次交通を整備すること。また、但馬地域の交流人口拡大を目指し、コウノトリ但馬空港のR E S A対応を進め今後の利活用促進に取り組むこと
- 23 今後の自動運転車両の普及も踏まえ、舗装や案内標識、区画線等の道路付属物の老朽化対策、除草や剪定、清掃、凍雪害対策等の維持管理の強化による適正な管理を推進するため、県単独予算の増額や公共施設等適正管理推進事業債、緊急自然災害防止対策事業債の積極的活用による所要予算を確保すること
- 24 道路の安全安心を守るため、橋梁、トンネル、歩道橋などの道路構造物の計画的な維持修繕に取り組むこと
- 25 民間のノウハウやインフラDX等による新技術の導入を促進し、道路・上下水道をはじめ良好な社会基盤の維持管理を推進すること
- 26 元請と下請の適正な関係の構築や、経営事項審査制度の的確な運用を実践している建設企業の成長・発展のための支援を実施すること
- 27 企業の相互補完的な連携や他分野への進出など、建設業の再編につながる取組を行う業者や資材の共同調達等により経営効率化を図ろうとする業者等に対する支援を実施すること
- 28 公共工事の品質確保の促進に関する法律やいわゆる環境配慮契約法の趣旨に配慮し、プロポーザル方式、設計競技方式、環境負荷低減技術等の採用により選定の多様化を促進すること
- 29 分離・分割発注の徹底、発注・施工時期の平準化等による県内業者の受注機会の一層の拡大を図ること

＜社会の変化に対応した取組の推進＞

- 30 原材料費・燃料費・建設資材の高騰等、社会変化に伴う人件費・工事価格の上昇に対応するため、受注者が適正な利潤を得られる適切な設計金額や工期を設定するとともに、建設業の担い手の中長期的な育成・確保に資するため建設業における働き方改革の推進、生産性の向上、災害時の緊急対策強化・持続可能な事業環境確保を実現し、地元企業を育成すること

- 31 適正な最低制限価格の設定、法令違反業者に対する入札参加資格制限期間（指名停止期間）の遵守や関連企業への適応拡大など、入札・契約事務の適正な執行を図ること
- 32 県が事業を発注する際の、その事業者に対する県下の中小・零細事業者への優先的な下請発注を要請すること
- 33 運輸事業振興助成交付金の予算措置を確実に行い、県トラック協会及び県バス協会への助成金を満額交付すること
- 34 運搬業者等の駐停車・荷捌き場所、大型トラック等運転者の休息場所を路側に付設等する取組を推進するとともに時間外労働の上限規制適用に伴う人手不足を踏まえ、人材確保・人材育成の環境整備の支援を図ること
- 35 既存ストックの維持には、専門技術者等による点検・調査が必要不可欠なことから、積極的な発注により、公共施設等の長寿命化を図ること
- 36 長期間の地価推移を表す重要な指標である地価調査事業において、県内地価の状態をより正確に把握するため、地点数を拡充するとともに予算を確保すること
- 37 利用者のニーズに合わせて弾力的に運行できるデマンド型交通の普及や、ＩＣＴ技術を活用し複数の移動手段を一連のサービスとして検索・予約・決済まで一括して行うMaaSの導入促進等により、誰もが安心・安全・便利に利用できるシームレスな移動環境の実現に向けた取組を推進すること

＜地域創生に資するまちづくり＞

- 38 南海トラフ地震等に備えた住まいをはじめとする民間・公共建築物の耐震化やユニバーサルデザインを促進すること
- 39 ホテル又は旅館の一般客室におけるバリアフリー化の義務化による福祉のまちづくりを推進するとともに、宿泊施設等における改築や修繕等への支援を行うこと
- 40 グリーンインフラを推進し、木の良さや木材利用の意義に対する県民の理解を深め、県民主体のまちなみ緑化事業を進めるとともに、建設関連業界への県産木材利用促進の働きかけ、都市部での低炭素化に資する建築物の認定制度などにより、カーボンニュートラルなまちづくりを目指すこと
- 41 兵庫県立都市公園リノベーション計画に基づき、老朽化した公園施設の更新等に取り組むとともに、民間の優れたノウハウと投資を呼び込む新たなパークマネジメントを導入することで、県立都市公園の利活用を推進すること

- 42 令和7年度の都市計画区域マスターplan見直し後も引き続き、社会変化の実情に合わせた持続可能な分散型社会への転換を図るため、各地域が活力を持って自立できる地域連携型都市構造の実現を目指すこと
- 43 地域の実情に即した総合的な都市計画と土地対策の推進、地域活性化のための市街化調整区域における開発許可の弾力的運用の更なる見直しを実施すること
- 44 空き家が増加する中、空家対策特別措置法を踏まえ、行政、地元自治会、不動産業団体等による連携を推進し、空き家の有効活用と危険空き家対策として、所有者・活用者等への財政的支援の充実を図ること
- 45 明舞団地をはじめとするオールドニュータウンの再生促進を図ること
- 46 社会情勢や県民ニーズの変化に対応した県営住宅のあり方検討及びその整備・改善の推進並びに家賃の収納促進等適正な維持管理を推進すること
- 47 家族の支え合いに資する三世代同居のリフォームの支援、多自然居住・二地域居住の推進、空き家活用や古民家再生の取組を通して、地域特性を活かした持続可能なまちづくりを推進すること

＜地域活力を創造する企業庁の新たな取組＞

- 48 経済の活性化、雇用の創出など地域創生を推進するため、新たな産業拠点を整備するとともに、未利用の県有地等の利活用を積極的に進めること
- 49 公営企業として効果的・効率的に事業を展開し、地域の振興、県民の福祉向上を図るとともに、自立・安定した健全経営を維持し、経営状況について県民への説明責任を尽くすこと。特に県政改革方針で示された地域整備事業会計の根本的見直しについては、更なる収益悪化等を防ぐため、慎重に進めること
- 50 地域振興拠点としての青野運動公苑や淡路夢舞台に民間活力を導入すること
- 51 水需要調査によって明らかになった課題に対し、的確な対策を計画するとともに、市町や阪神水道企業団等と緊密な連携を図ること
- 52 断水リスクに備えた連絡管の整備等、安全安心な水道・工水の安定的な供給を図ること
- 53 企業庁として、ローカル5Gやひょうご情報ハイウェイ等の超高速通信基盤の整備・利活用や次世代型産業団地の整備を推進すること

(計 53項目)

<第4期「ひょうご教育創造プラン」等に基づく教育の推進>

- 1 第4期「ひょうご教育創造プラン」の基本理念に基づいた教育の実現に向け、市町教育委員会への指導・支援を通し、浸透を図ること
- 2 若者の地域定着に向け、ふるさと意識を醸成するとともに、少子高齢化や婚期、共生社会等について自らの将来の出来事として考えられるよう、学校・家庭・地域が連携し、教育活動全体を通じて発達段階に応じた計画的・組織的なキャリア教育の推進を図ること
- 3 文理融合型や国際系の探究、県内大学等と連携した研究、留学生等ネイティブスピーカーとの文化交流、地域課題発掘・解決方策の提案等を通じ、独創的発想と卓越した技術の知識を活かして新たな価値を創造し、課題解決への道を切り開く社会のリーダーの育成を推進すること
- 4 工業高等学校における電気工事や建設業等に関する実践的な技術・技能の習得や卒業生の地元就職の促進を図り、地域産業に貢献できる人材育成・人材確保に努めること

<「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力』の育成>

- 5 学校教育の場において、互いを支え合う意識を高め、児童生徒の個性・可能性を見出し、能力・才能を伸ばす教育により、確かな学力の育成に取り組むこと
- 6 子供一人ひとりのキャリア発達を促すため、それぞれの能力や態度等を的確に把握するとともに、進路相談等のきめ細かな支援の充実を図ること
- 7 小学校での「自然学校」、中学校での「トライやる・ウィーク」、高校での「県立高校ふるさと共創プロジェクト」等の発達段階に応じた体験活動について、その目的を生徒にしっかりと周知し成果や課題の検証結果を踏まえ、更なる充実を図ること
- 8 人権を尊重する理念への理解を深め、生命を尊重する心や他人を思いやる心を養う教育の推進を図ること
- 9 北朝鮮による拉致問題等の風化を防ぐため、アニメ「めぐみ」を活用した教育や啓発等に取り組むこと
- 10 領土問題をはじめ、正しい歴史認識に基づき、誤解を招く表現を避け、国や先人の歩みに誇りを持てる近現代史を重視した、日本人としての自覚を育む日本史教育の充実強化を図ること
- 11 県管轄の石碑・文化遺構を把握し、今後の継続等を鑑み対応するなど、伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度を涵養し、道徳教育の充実を図り、道徳教育副読本を学校と家庭において十分に活用し、さらなる推進を図ること

- 12 教育基本法の理念に則り、我が国と先人が歩んできた歴史等を尊ぶ価値観を育み、平和に関する教育のあり方を検討すること
- 13 国旗・国歌を正しく理解する教育、校内における適切な国旗の掲揚と、式典や行事等で国歌が斉唱できる指導を推進すること
- 14 主権を有する国民としての自覚と責任を育み、日本の領土・領海に関する認識と意識を高めるとともに、社会保障制度を理解し、生徒が積極的に社会参画するため、政治的中立性を確保した有権者教育・公民教育に取り組むこと

＜予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進＞

- 15 小中一貫教育の実施による効果、現場における課題を検証し、「ひょうご学力向上推進プロジェクト」、「兵庫型学習システム」、「ひょうご学力向上研究事業」等を推進し、総合的な学力向上対策の充実を図ること
- 16 科学的な見方・考え方を育成する理数教育の充実を図るとともに、小中学校段階での総合的な学習の時間や教科横断的な学習におけるＳＴＥＡＭ教育の可能性について研究すること
- 17 コミュニケーションや感性・情緒の基盤となる活用・表現力の重点的な育成を図ること
- 18 より実践的な語学教育や課題発見・解決能力の育成を進めるとともに、日本と世界の歴史の理解を深め、日本人としての誇りを培い、グローバル化に対応した、国際的に活躍できる人材の育成を図ること
- 19 児童生徒の体力・運動能力の向上を図る施策の推進と部活動等における健康指導の充実強化、部活動改革の推進を図ること
- 20 地域の農林水産物を使った学校給食等、教育活動を通じた食育の推進を図ること
- 21 幼児教育の重要性を認識し、幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供や相談業務、市町や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う幼児教育センターの設置の検討を進め、幼児教育の一層の推進を図ること
- 22 「県立高等学校教育改革第三次実施計画」における「県立高等学校の魅力・特色づくり」及び「県立高等学校（全日制）の望ましい規模と配置」については、計画の見直しに際して、関係高等学校及び中学校の生徒・保護者、また地元住民・自治体など関係者の意見を十分に踏まえるとともに、国の高校教育改革に関する基本方針及び新たな財政支援にかかる議論の動向を注視しながら、五国にふさわしい適正規模や配置等を適切に推進すること

- 23 公教育の一翼を担う私立学校教育の充実支援や保護者の負担軽減、実践的な職業教育、専門的な技術教育を担う専修学校及び各種学校に対する適切な補助金制度の充実や事業への支援等、本県の学校が魅力を高め「選ばれる学校」になるよう適切な支援を図ること
- 24 朝鮮学校への補助金交付を廃止すること
- 25 県内各所にキャンパスを持ち幅広い学問分野を有する県立大学の一体感を醸成するとともに、個性化・特色化、効率的な大学運営に取り組み、海外との積極的な交流や先端研究を行うなど、社会から評価される魅力ある大学づくりを推進すること
- 26 芸術文化観光専門職大学をはじめ、大学の特色を生かした教育・研究活動を推進し、多様な主体と協働で地域課題の解決の推進に取り組むこと
- 27 生涯教育の拠点となる社会教育施設の充実を図るとともに、県立考古博物館や歴史博物館における展示内容の中立性に努めること
- 28 県民一人一人が可能性を広げ、人生を豊かにするための学びの場として社会教育施設が一層活用されるよう、日本古来の伝統芸能文化の振興や後継者の育成に資する展示、多様な学習ニーズに応じたプログラムの提供等、内容の更なる充実を推進すること

＜すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築＞

- 29 特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参加を実現するため、地域人材の活用・育成について研究し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援がすべての学校園において行われるよう働きかけるとともに、住み慣れた地域での社会参加につながるように支援すること
- 30 障害のある生徒と障害のない生徒との相互理解・交流を推進し、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等の児童生徒に対応する支援教員の配置、通級指導の充実、医療的ケアが必要な幼児児童生徒のための看護師等の配置、市町の特別支援教育への支援等を堅持し、充実強化を図ること
- 31 いじめ、暴力行為、薬物乱用等の問題行動や不登校への対応に努め、SNS悩み相談窓口の拡充等心のケアの体制を強化し、安全・安心な学校環境の整備を推進するとともに、SNS等インターネット上の誹謗中傷や人権侵害について、子供たちが被害者にも加害者にもならないための指導の普及を図ること
- 32 適宜、PTAや地域社会、外部機関と連携を図り、いじめ問題等の未然防止と発生時の適切な対応に努めること
- 33 「ひょうご不登校対策プロジェクト事業」を推進するとともに、個に応じた指導・配慮に努め、早期発見と組織対応、全ての児童生徒が安心して学べる場としての学校づくりに取り組むこと

- 34 不登校特例校・校内教育支援センターの設置を促進するため、国への働きかけを含め、教員・学習スタッフ等の配置に取り組むこと。
- 35 LGBT等いわゆる「多様な性」について、極端な主張により児童生徒や保護者に誤解や不安を与えることのないよう、教育現場での「性理解」の取扱いに慎重を期すこと
- 36 コミュニティ・スクールや部活動の地域展開など、学校と地域が一体となって連携・協働する仕組みを推進すること
- 37 阪神・淡路大震災から30年を経過した今、震災の記憶を「繋ぐ」という観点を加え、改めて南海トラフ地震や近年多発している風水害等の有事に備え、自らの生命を守る正しい知識や技能を身につける防災教育を推進し、地域や専門機関等と連携した防災訓練等に取り組むこと

＜安心・安全で質の高い学びを実現する教育・職場環境の整備・充実＞

- 38 I C T等の学習基盤をさらに整備し、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな指導・支援や遠隔授業の活用等による学びの質の向上、多様な人々と学び合う学習など、学びの質の向上を図るとともに、デジタル教科書と従来の教科書との併用の効果について研究すること
- 39 児童生徒の読書率向上を図る上での電子書籍の有用性と課題について研究するとともに、学校図書館の充実を図ること
- 40 空調設備については、学習環境充実のため特別教室等への設置を着実に進めるとともに、学校生活環境を整えるため食堂等への設置を検討し、併せて空調設備の稼働により増加する経常的経費の予算確保にも努めること
- 41 学校の働き方改革に向け、スクール・サポート・スタッフの配置を更に拡充するとともに、I C Tの活用や部活動の地域移行、変形労働時間制の取り入れなどの検討を進め、教職員の人才確保を図ること
- 42 校長のリーダーシップによる学校運営や、主幹教諭制度運用と、研修の充実で教職員の資質能力の向上、教職員間のハラスメント対策等、風通しのよい職場づくり、信頼される学校づくりに取り組むこと

(計 42 項目)

＜県民の安全を守る力強い警察活動の展開＞

- 1 迅速・的確な初動捜査による重要凶悪犯罪の徹底検挙、凶悪犯罪から子供を守る安全確保対策を推進すること
- 2 DNA型鑑定や防犯カメラの画像の解析など、犯罪の早期解決に向け最新の技術を取り入れた科学捜査の推進と、そのための最新設備導入を進めること
- 3 県の「暴力団排除条例」等を活用して、市町と連携しながら、実効性のある暴力団対策の推進を図るとともに、官民一体となった暴力団排除運動の更なる推進を図ること
- 4 暴力団組織や匿名・流動型犯罪グループが関与する薬物・銃器事犯、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺事件への対策や、暴力団に属さない「準暴力団」、「外国人犯罪組織」等の壊滅に向けた対策を推進すること
- 5 犯罪収益の没収・追徴等、組織的犯罪処罰法等の積極的活用による不法収益の剥奪推進を図ること
- 6 ストーカーやDV、児童虐待事案について、女性家庭センター、こども家庭センターや民間シェルターなど関係機関と連携を強化し迅速な対応を図ること
- 7 危機管理能力及び災害対処能力の向上と関係機関等との連携強化により、テロや要人警護・大規模災害等への対応強化を図ること
- 8 地域行事等イベントが安全に開催されるため、雑踏警備について地域と主催者の理解が得られるよう協議するとともに、警察官の人員確保と、効果的な装備の充実を図ること
- 9 徹底した取締りによる覚醒剤・大麻等の供給の遮断と需要の根絶を推進するとともに、市販薬の過剰摂取なども含め、薬物の危険性・有害性を正しく認識してもらうための薬物乱用防止に向けた取組を、特に若年層に向けて強化・推進すること

＜警察組織基盤の充実・強化＞

- 10 警察署等再編整備により、免許更新事務等、警察署において行う窓口業務のサービス低下を招かぬよう、その効果を検証し、特に、交番、駐在所の再編整備に当たっては地域住民の声を十分に汲み取って、住民の理解を得るように努め、地域に安心感を与える対策を講じ、県下全体の治安維持に寄与すること

- 11 優秀な人材を確保し警察官や警察職員の定数を確保するとともに、「若手警察官育成プログラム」などによる人材育成を推進すること
- 12 女性警察官の採用・登用拡大、勤務環境の整備、相談窓口の整備やワーク・ライフ・バランスを推進すること
- 13 警察官の命を守り、職場環境を整備するためにも、狭小・老朽化した施設の早急な改修、増築及び更新を推進すること
- 14 警察活動を迅速かつ的確に行うために必要な警察用車両・航空機、装備資機材及び情報通信基盤等の整備・更新並びに国への予算要望の働きかけの強化を図ること
- 15 交番・駐在所に勤務する地域警察官の安全確保対策の強化及びIT化によるネットワークの強化、交番相談員の効果的な配置や警らの強化など地域警察活動の強化を図ること
- 16 デジタル化への対応に向け、警察関係機関での様々な手続きや警察署内部での業務について、その精度や安全性を確保しつつ、オンライン化を図る等さらなる省力化、効率化の推進を検討すること

<交通事故防止対策の総合的な推進>

- 17 通学路の安全確保のため、横断歩道や一旦停止線の整備を推進し、交差点や横断歩道での交通指導・取締強化を図ること
- 18 事故を誘発する恐れがあり、県民の安全を脅かす「あおり運転」等の危険運転や運転中や歩行中の「ながらスマホ」の取締りの強化を図ること
- 19 信号機のLED化や老朽化した道路標識、劣化して薄くなった横断歩道、標示等交通安全施設のスクラップ&ビルトによる効果的・効率的な整備を、道路管理者との連携の下、着実に推進すること
- 20 子供や高齢者、自転車利用者等を対象とした交通安全教室等の開催充実など、効果的な交通安全教育、啓発を推進すること

<県民に身近で不安を与える犯罪の未然防止に資する活動の推進>

- 21 事案認知時等の初動対応に加え、県と連携した外付録音機の無償配付や広報啓発、金融機関と連携した水際対策のほか、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止のため、特殊詐欺対策との一体的な取組強化を推進すること
- 22 繁華街における違法な客引き行為に対する取締りの強化を一層推進すること

- 23 制服警察官の姿を見せる活動と自主防犯活動を融合し、女性、子供が危険にさらされることのない地域の犯罪情勢に即した防犯活動を推進するとともに、近年課題となっている外国人等による犯罪の抑止についても効果的な対応を研究すること
- 24 高齢者等に対する虐待防止及び行方不明となった認知症高齢者発見への迅速な対応に向けた関係部局・機関との連携強化を図ること
- 25 被害者支援関係団体との連携強化による犯罪被害者等に対するきめ細やかな支援活動を推進すること

<青少年の非行防止と健全育成に向けた取組の推進>

- 26 低年齢化する少年犯罪に対する取締り、少年補導活動、相談活動のほか、関係機関等と連携した少年を取り巻く有害環境浄化活動及び保護司等との連携による再非行率低減への取組など、地域ぐるみの非行防止対策や保護対策等を総合的かつ効率的に推進すること
- 27 特殊詐欺に加担して検挙される少年が後を絶たないことから、インターネット上の闇バイト案内等の監視や少年への危険性等の広報啓発を教育機関等と連携し一層推進すること
- 28 SNSを介して青少年が児童買春・児童ポルノ事犯に係る自画撮りなどの犯罪被害に遭う事件や、誹謗中傷の書き込みによるいじめ、安易な違法薬物入手など、インターネット利用に起因する犯罪被害の防止対策を引き続き推進すること
- 29 麻薬・覚醒剤等の違法薬物犯罪について、関係機関と連携した効果的な取締りを実施するとともに、大麻事犯検挙者の7割超が若年層という状況から、その危険性やモラルの周知について、教育機関等と連携した積極的な啓発活動等、青少年の薬物乱用防止に向けた取組を推進すること

<サイバーセキュリティ対策の推進>

- 30 サイバー犯罪や世界的規模で頻発するサイバー攻撃といった深刻化するサイバー空間の脅威に対処するための高度な能力を有する人材の育成をはじめ、総合的なサイバーセキュリティ対策を推進すること
- 31 インターネット等を利用して覚醒剤等の販売など、悪質化・巧妙化する薬物事犯の徹底検挙を行うこと

(計 31 項目)